

# 新見市から転出される方へ

新しい住所に住み始めてから、**14日以内**に新住所地の市区町村役所(場)で転入の手続きをしてください。

(正当な理由もなく14日以内に転入の届出をされないと、**50,000円以下の過料、外国人住民は在留資格の取消処分**に処せられる場合があります。)

【転入届に必要なもの】 ◎転出証明書 ◎印鑑 ◎本人確認のできる身分証明書(運転免許証、パスポートなど) ◎マイナンバー通知カード(お持ちの方)

→住民基本台帳カード・マイナンバーカード・外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方は必ずご持参下さい。

必要な手続き	新見市での手続き	担当課・連絡先	新住所地での手続き
印鑑登録	・転出予定日をもって抹消になります。		・必要な方は新たに印鑑登録をしてください。
住民基本台帳カード マイナンバーカード	・有効期限が切れているカードはお返してください。	市民課 市民係 TEL0867-72-6121	・カードを持参し、 <b>暗証番号の入力が必要です。</b>
在留カード又は特別永住者証明書			・在留カード又は特別永住者証明書を持参してください。
国民年金			・厚生年金、共済に加入の場合は勤務先で届けをください。納付書は住所が変わっても使えます。
国民健康保険	・保険証をお返してください。	市民課 国保年金係 TEL0867-72-6123	・加入手続きをしてください。
後期高齢者医療	・被保険者証をお返してください。 ・転出先が県外の方は、負担区分証明書の交付を受けてください。 ※転出先が県外の施設の場合は、別途手続きが必要です。		・負担区分証明書を持参して加入手続きをしてください。 (岡山県外へ転出される方のみ)
心身障害者医療	・受給者証を返還してください。(印鑑必要)	福祉課 障害者福祉係 TEL0867-72-6126	・加入手続きをしてください。(印鑑、保険証必要)
子育て支援医療	・受給者証を返還してください。(印鑑必要)	子ども課 子ども福祉係 TEL0867-72-6115	・加入手続きをしてください。(印鑑、保険証必要)
児童手当	・児童手当を受給されている方は、子ども課で受給消滅等の手続きを行ってください。		・児童手当の認定請求手続きをしてください。
介護保険	・喪失届をして保険証をお返してください。 ・認定を受けている方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 ※転出先が施設の場合は、別途手続きが必要です。	介護保険課 保険管理係 TEL0867-72-3148	・加入手続きをしてください。 ・認定を受けている方は、受給資格証明書を提出して認定の申請をしてください。
小中学校の児童生徒	・通学していた学校で在学証明書をお受け取りください。		・在学証明書を持参してください。
犬を飼われている方	・新見市での手続きは不要です。転出先で届出をしてください。	生活環境課 環境保全係 TEL0867-72-6124	・犬の担当課で登録手続きしてください。 ・鑑札があればお持ちください。
原付(125cc以下)のバイク	・ナンバープレート、印鑑を持参のうえ廃車手続きをしてください。	税務課 市民税係 TEL0867-72-6117	・登録手続きをしてください。
下水道使用人数の変更手続	・変更届、休止届(都市計画区域外に居住または都市計画区域内で上水道以外の生活用水を使用している場合に必要) ・転出日から <b>1ヶ月以内</b> に届出をしてください。届出により下水道使用料が減額されます。	下水道課 管理係 TEL0867-72-6138	
告知放送機器等が家にある方	・家族全員が転出する場合は、情報管理課へご連絡ください。	情報管理課 ラストワマイル係 TEL0867-72-3154	

◎転出証明書の転出予定日以降は、新見市に住所がないものとして取扱うことになります。

◎転出を取り止めたときは、すみやかに**転出証明書と印鑑**を持参して、新見市で**転出取消**の手続きをしてください。

◆問い合わせ先 〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3 新見市役所市民課 電話 0867-72-6121

または、右に記載の各支局 市民福祉係へお尋ねください。

大佐支局 電話0867-98-2111

神郷支局 電話0867-92-6111

哲多支局 電話0867-96-2111

哲西支局 電話0867-94-2111